

# 特定健康診査等実施計画

文京区介護保険部国保年金課

平成 20 年 2 月

# 目 次

<b>序章 計画策定にあたって</b> . . . . .	<b>1</b>
1 背景及び趣旨 . . . . .	1
2 特定健康診査・特定保健指導の対象となる生活習慣病 . . . . .	1
3 計画の性格 . . . . .	1
4 計画の期間 . . . . .	2
5 文京区国民健康保険における現状 . . . . .	2
(1) 特定健康診査等の対象者 . . . . .	2
(2) 基本健康診査の現状 . . . . .	2
(3) 医療費の状況 . . . . .	2
<b>第1章 達成しようとする目標</b> . . . . .	<b>4</b>
1 目標の設定 . . . . .	4
2 文京区国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の目標値 . . . . .	4
(1) 目標値 . . . . .	4
(2) 実施予定者数 . . . . .	4
<b>第2章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法</b> . . . . .	<b>5</b>
1 特定健康診査 . . . . .	5
(1) 実施場所 . . . . .	5
(2) 実施項目 . . . . .	5
(3) 実施時期 . . . . .	5
(4) 委託の有無 . . . . .	6
(5) 受診方法 . . . . .	6
(6) 周知・案内方法 . . . . .	6
(7) 事業主健診等の健診受診者のデータ収集方法 . . . . .	6
(8) 特定健康診査データの保管及び管理方法 . . . . .	6
(9) 年間スケジュール . . . . .	7
2 特定保健指導 . . . . .	7
(1) 実施場所 . . . . .	7
(2) 実施内容 . . . . .	7
(3) 実施時期 . . . . .	7
(4) 委託の有無 . . . . .	7
(5) 指導方法 . . . . .	8
(6) 周知・案内方法 . . . . .	8
(7) 特定保健指導データの保管及び管理方法 . . . . .	8
(8) 年間スケジュール . . . . .	8
(9) 特定保健指導対象者の選出（重点化）の方法 . . . . .	8

第3章 個人情報の保護	9
第4章 特定健康診査等実施計画の公表・周知	9
第5章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	9
第6章 その他	9
(別添) 特定健康診査等実施予定者数の推計	10
(別添) 受診券・利用券	11
(別添) 年間スケジュール	12

## 1 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険制度のもと、高い保健医療水準を誇り世界最長の平均寿命を達成するにいたっている。

しかしながら、医療技術の進歩や急激な高齢化などによる医療費の増加などの環境変化の中、医療保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくため、構造改革が求められている。

このような状況に対応するため、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、医療保険者に対して、40歳以上75歳未満の被保険者を対象とする糖尿病等の予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられたところである。

本計画は、文京区国民健康保険に加入する被保険者に対して実施する特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

## 2 特定健康診査・特定保健指導の対象となる生活習慣病

特定健康診査・特定保健指導の対象となる生活習慣病は、内臓脂肪症候群（メタリックシンドローム）の該当者・予備群とする。

これは、内臓脂肪型肥満が共通の要因として、高血糖、脂質異常、高血圧を引き起こす病態であり、それぞれが重複した場合、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高く、内臓脂肪を減少させることでそれらの発症リスクの低減が図られるという考え方を基本としたものである。

## 3 計画の性格

本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律第18条 特定健康診査等基本指針」に基づき、文京区国民健康保険が策定する計画であり、東京都医療費適正化計画等と十分な整合性を図るとともに、健康増進法第9条に規定する健康診査等指針に定める内容に留意する必要がある。

文京区は、基本構想に掲げている「すべての区民の健康づくりを進める」ための施策として、平成14年度に「健康ぶんきょう21」を策定し、平成15年度から平成24年度までの10年間を計画期間とした施策を実施している。この「健康ぶんきょう21」の基本理念としては、一次予防の重視 健康寿命の延伸 生活の質（QOL）の向上が掲げられている。

また、平成18年度から平成20年度を計画期間とする「文京区地域福祉計画」では、「保健計画」の小項目として「基本健康診査」が掲げられている。

このため、この特定健康診査等実施計画は、「文京区地域福祉計画」の小項目である「基本健康診査」の一部を実施計画化したものと位置づける。

#### 4 計画の期間

本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第 19 条第 1 項の規定に基づき、5 年を一期とし、第 1 期は平成 20 年度から平成 24 年度までとし、5 年ごとに見直しを行う。

#### 5 文京区国民健康保険における現状

##### (1) 特定健康診査等の対象者

文京区の人口(外国人登録人口を除く)は、平成 19 年 1 月 1 日現在で 183,491 人、このうち、国民健康保険の被保険者は、67,646 人である。

また、特定健康診査及び特定保健指導の対象となる 40 歳以上 75 歳未満の被保険者は、33,379 人で全体の約半数を占めている。

##### (2) 基本健康診査の現状

平成 18 年度に老人保健法に基づき実施した節目健診・成人健診・高齢者健診の受診者から算定した特定健康診査の対象となる 40 歳以上 75 歳未満の国民健康保険被保険者の受診率は 39.7%である。

年齢区分別の受診状況は、以下のとおりであるが、特に 40 歳代の男性の受診率が低い。

年齢区分	男性	女性	合計
40-44	14.6%	21.2%	18.0%
45-49	19.6%	25.5%	22.7%
50-54	21.3%	29.0%	25.4%
55-59	23.2%	33.8%	29.0%
60-64	30.1%	41.3%	36.5%
65-69	47.0%	58.2%	53.5%
70-74	58.8%	66.5%	63.4%
75-	58.9%	59.2%	59.1%
40-74 計	33.6%	44.6%	39.7%
合計	40.0%	49.5%	45.6%

##### (3) 医療費の状況

文京区の平成 18 年度の国民健康保険の医療費総額(老人保健制度による医療費を除く)は、約 123 億円で、一人当たりの医療費は 23 万 7 千円であり、年々増加傾向にある。

次に、平成 18 年 5 月診療分における主要 11 疾病(参照)に要した医療給付費用額は、約 1 億 3,600 万円となり、全体の医療給付費(約 6 億 9 千万円)の 19.6%を占めている。

また、年齢階層別に主要 11 疾病の疾患件数をみると、糖尿病と高血圧性疾患は 30 歳代から、また、虚血性疾患と脳梗塞は 40 歳代からが、また脳内出血、その他の脳血管疾患は 50 歳代からの増加が顕著となっている。

なお、疾病別に受診率（レセプト件数÷被保険者数）をみると、「高血圧性疾患」（7.5%）が最も高く、次いで高脂血症を含む「その他の内分泌、栄養及び代謝疾患」（3.2%）、「皮膚炎及び湿疹」（2.7%）、「糖尿病」（2.4%）の順となっており、生活習慣病が上位を占めている。

#### 一人当たりの医療費推移（平成 18 年度文京区国民健康保険）

区分 年度	一般被保険者			退職被保険者			一般+退職 計		
	医療給付 費用額	被保険 者年間 平均人 数	一人当り の医療費	医療給付 費用額	被保険 者年間 平均人 数	一人当り の医療費	医療給付 費用額	被保険 者年間 平均人 数	一人当り の医療費
14 年度	7,361,093,459	43,719	168,373	1,589,423,288	4,602	345,377	8,950,516,747	48,321	185,230
15 年度	8,425,695,909	43,662	192,975	2,049,928,479	5,368	381,879	10,475,624,388	49,030	213,657
16 年度	8,831,091,094	44,185	199,866	2,440,713,638	6,300	387,415	11,271,804,732	50,485	223,270
17 年度	9,397,318,217	44,320	212,033	2,844,808,768	6,932	410,388	12,242,126,985	51,252	238,861
18 年度	9,193,987,377	44,457	206,806	3,125,192,908	7,616	410,346	12,319,180,285	52,073	236,575

一人当たりの医療費 = 医療給付費用額 ÷ 被保険者年間平均人数

#### 主要 11 疾病

主要 11 疾病とは、119 ある疾病中分類の中から、生活習慣病予防・介護予防に関係すると思われる疾病を、東京都国保連合会が選定したものであり、具体的には、以下のとおりである。

糖尿病、高血圧性疾患、虚血性心疾患、その他の心疾患、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、脳動脈硬化（症）、その他の脳血管疾患、動脈硬化（症）、血管性及び詳細不明の認知症

## 第1章 達成しようとする目標

### 1 目標の設定

本計画の実行により、特定健康診査受診率を65%、特定保健指導実施率を45%、内臓脂肪症候群の該当者・予備群の10%減少を平成24年度までに達成することを目標とする。

### 2 文京区国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の目標値

#### (1) 目標値

特定健康診査等基本指針に掲げる参酌基準をもとに、文京区国民健康保険における目標値を以下のとおり設定する。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特定健診受診率	45%	50%	55%	60%	65%
特定保健指導実施率	25%	30%	35%	40%	45%
内臓脂肪症候群の該当者・予備群の減少率					10%減少

#### (2) 実施予定者数

平成20年度から平成24年度までの特定健康診査及び特定保健指導の実施予定者数について、過去5年間における国民健康保険加入被保険者数の伸び率を参考に、以下のとおりと推計する。

#### 平成24年度までの各年度の実施予定者数（推計）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特定健診	14,996人	16,661人	18,325人	19,989人	21,654人
特定保健指導	881人	1,174人	1,507人	1,878人	2,465人

実施予定者数の推計は別添算出シート参照。

## 第2章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

### 1 特定健康診査

#### (1) 実施場所

文京区内の医療機関で実施する。

なお、必要に応じ区外医療機関についても実施場所とすることができる。

#### (2) 実施項目

実施項目は、以下のとおり、原則として「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」(平成19年4月 厚生労働省 健康局)第2編第2章に記載されている健診項目とする。

##### ア 基本的な健診項目

ア) 質問項目

イ) 身体計測(身長、体重、BMI、腹囲(内臓脂肪面積))

ウ) 理学的検査(身体診察)

エ) 血圧測定、血液化学検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)

オ) 肝機能検査(AST(GOT)、ALT(GPT)、 $\gamma$ -GT( $\gamma$ -GTP))

カ) 血糖検査(文京区独自方式とし、原則として空腹時血糖を測定し、必要に応じてHbA1cを実施する。)

キ) 尿検査(尿糖、尿蛋白)

##### イ 詳細な健診の項目

一定の基準の下、医師が必要と判断したものを選択

ア) 心電図検査

イ) 眼底検査

ウ) 貧血検査

##### ウ 付加健診項目

文京区一般施策として、特定健康診査実施にあわせ、以下の項目については、医師が必要と判断したものを実施する。

ア) 胸部X線検査

イ) 血清尿酸検査

ウ) 血清クレアチニン検査

#### (3) 実施時期

特定健康診査の実施時期は、一定の受診期間を指定して実施する。



なお、この他に未受診者を対象とした受診期間を別途設定し、未受診者健診を実施する。

(4) 委託の有無

区内医師会への委託により実施する。

但し、必要に応じて健診機関等への委託も行う。

(5) 受診方法

指定された期間内に受診券（別添参照）及び保険証を持参の上、区内医療機関等指定された場所で受診する。

上記期間内に受診できなかった者は、その後に設定される再受診受付期間内に受診するものとする。

原則として、受診に係る本人負担は無料とする。

(6) 周知・案内方法

ア 健診の実施

個人ごとに受診券（別添参照）を送付し、特定健康診査の実施を周知する。

なお、区報及び区ホームページに加え、「国保だより」等に掲載の上、周知を図る。

また、各種チラシ及びポスター等で健診の必要性等について意識啓発を図る。

イ 健診結果

健診結果については、健診機関より受診者本人に直接伝える。

(7) 事業主健診等の健診受診者のデータ収集方法

特定健康診査の対象となる被保険者で、事業主健診等他の健診を受診した者については、その健診内容のうち特定健康診査の実施項目と重複する部分について医療保険者での実施が不要となる。

このため、事業主健診等他の健診を受診した場合には、受診結果を書面で提出してもらう旨の案内を、受診券送付時に同封するなどの方法により、受診結果の収集に努めていく。

(8) 特定健康診査データの保管及び管理方法

特定健康診査データは、原則として特定健康診査を受託する医療機関が、国の定める電子的標準様式により、東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出する。

なお、事業主健診等他の健診を受診した者から収集した特定健康診査の結果デ

ータについては、文京区が国の定める電子的標準様式により、国保連にデータを提出する。

特定健康診査に関するデータは、原則5年間保存とし、国保連に管理及び保管を委託する。

#### (9) 年間スケジュール

別添「年間スケジュール」のとおり

## 2 特定保健指導

### (1) 実施場所

保健サービスセンター及び特定保健指導業務受託機関の提供する場所等で実施する。

### (2) 実施内容

実施内容は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第3章に記載されている内容とする。

特定保健指導とは、対象者の生活を基盤とし、対象者が自らの生活習慣の課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を自らが導き出せるよう支援するため、健康課題や優先順位を対象者と共に考え、実行可能な行動目標を立てられるよう支援できるプログラムを開発し、個別面接や小集団のグループワーク等を活用し行動変容のきっかけづくりを行うことである。

なお、特定保健指導プログラムは、対象者の保健指導の必要性ごとに「情報提供」、「動機付け支援」、「積極的支援」に区分されるが、各保健指導プログラムの目標を明確化した上で、サービスを提供する必要がある。

また、特定保健指導の実施に当たっては、医師、保健師、管理栄養士等が中心となって、対象者が参加しやすい条件を整えつつ実施する。

### (3) 実施時期

特定保健指導は、年間を通して実施する。

但し、当該年度における特定保健指導対象者への特定保健指導は、特定健康診査受診後一定期間経過後から当該年度末までに着手するものとする。

### (4) 委託の有無

特定保健指導は、区が直接実施するとともに、特定保健指導業務受託機関への委託により実施する。

(5) 指導方法

指定された期間内に指定された場所で、指導利用券（別添参照）及び保険証を持参の上、指導を受ける。

原則として、特定保健指導に係る本人負担は無料とする。

(6) 周知・案内方法

ア 特定保健指導の開始

特定保健指導の対象者ごとに、指導利用券を送付し、指導の開始を周知する。

なお、区報及び区ホームページに加え、「国保だより」等に掲載の上、周知を図る。

また、各種チラシ及びポスター等で特定保健指導の必要性等について意識啓発を図る。

(7) 特定保健指導データの保管及び管理方法

特定保健指導のデータは、原則として特定保健指導実施機関が、国の定める電子的標準様式により、国保連へデータを提出する。

特定保健指導に関するデータは、原則5年間保存とし、国保連の管理及び保管を委託する。

(8) 年間スケジュール

別添「年間スケジュール」のとおり

(9) 特定保健指導対象者の選出（重点化）の方法

特定保健指導は、原則としてすべての対象者に実施することとする。

但し、対象者数が当初予定を超えた場合については、予防効果が多く期待できる層を優先的に実施するという観点から、以下の基準に基づき対象者の選出を行うものとする。

ア 年齢が若い対象者を優先する。

イ 健診結果が前年度と比較して悪化し、健診結果の保健指導レベルが前年度より高くなり、より緻密な保健指導を必要とする者を優先する。

ウ 質問票の回答により、生活習慣改善の必要性が高いと認められたものを優先する。

エ 前年度、積極的支援または動機付け支援の対象者でありながら、保健指導を受けなかった者を優先する。

### 第3章 個人情報の保護

特定健康診査及び特定保健指導で得られる健康情報等の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を踏まえた対応を行うとともに、文京区個人情報の保護に関する条例を遵守する。

また、特定健康診査及び特定保健指導を受託した事業者についても、同様の取り扱いとするとともに、業務によって知り得た情報については、守秘義務を徹底し、業務終了後も同様とする。

さらに、個人情報の管理（書類の紛失・盗難等）にも十分留意するものとし、これらを取り扱う者に対して、その内容の周知を図る。

### 第4章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条3「保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」に基づき区報及び区ホームページに掲載するとともに、行政情報コーナーに配備する。

また、区内町会・民生委員・医師会等を通じて、特定健康診査の目的等の周知を図り、特定健康診査及び特定保健指導の受診を勧奨していく。

### 第5章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、文京区地域福祉推進協議会において進行管理及び評価・見直しを行うものとする。

また、文京区国民健康保険運営協議会に対し、その結果を報告する。

評価は、「特定健康診査・特定保健指導」の成果について行うものであり、有病者や予備群の数、生活習慣病関連の医療費の推移などが評価項目となる。

なお、成果が数値データとして現れるのは数年後になることが想定されるため、健診結果や生活習慣の改善状況など、短期間で評価ができる事項についても評価を行っていく。

### 第6章 その他

特定健康診査の実施に当たっては、介護保険法による65歳以上の高齢者を対象とした「生活機能評価」について同時実施に努めるとともに、区で実施する各種がん検診等、区民の利便性を考慮しながら実施することとする。

また、文京区国民健康保険被保険者以外の者等に対しての特定健康診査及び特定保健指導については、今後の各保険者の状況等を加味しつつ対応を図るものとする。



特定健康診査受診券

平成 年 月 日交付

受診券整理番号 00000000000  
 受診者の氏名 文京 太郎  
 性別 男  
 生年月日 昭和30年4月30日  
 有効期限 平成20年6月30日

健診内容	実施形態	窓口の自己負担		保険者負担上限額
		負担額	負担率	
特定健診	基本項目	円	%	
	詳細項目	円	%	
その他	追加項目			
	生活機能評価	円	%	円
	人間ドック			

保険者所在地 東京都文京区春日1丁目16番21号

保険者電話番号 03-5803-1191

保険者番号・名称 ZZ00000000

東京都文京区

印影省略

契約とりまとめ機関名  
 支払代行機関番号 9999999  
 支払代行機関名 東京都国民健康保険団体連合会

- この券の交付を受けたときは、すぐに、下記の住所欄にご自宅の住所を自署してください。  
(特定健康診査受診結果等の送付に用います。)
- 特定健康診査を受診するときには、この券と被保険者証を窓口へ提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
- 特定健康診査はこの券に記載してある有効期限内に受診してください。
- 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。
- 健診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
- 被保険者の資格が無くなったときは、5日以内にこの券を保険者に返してください。
- 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
- この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者に差し出して訂正を受けてください。

〒 -

住所

特定保健指導利用券

平成 年 月 日交付

利用券整理番号 00000000000  
 特定健康診査受診券整理番号 00000000000  
 受診者の氏名 文京 太郎  
 性別 男  
 生年月日 昭和30年4月30日  
 有効期限 平成20年6月30日

特定保健指導区分	窓口の自己負担		保険者負担上限額
	負担額	負担率	
積極的支援	円		

(原則、特定保健指導開始時に全額徴収)

保険者所在地 東京都文京区春日1丁目16番21号

保険者電話番号 03-5803-1191

保険者番号・名称 ZZ00000000

東京都文京区

印影省略

契約とりまとめ機関名  
 支払代行機関番号 9999999  
 支払代行機関名 東京都国民健康保険団体連合会

- 特定保健指導を利用するときには、この券と被保険者証を窓口へ提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
- 医療機関に受診中の場合、主治医に特定保健指導を受けても良いかどうかを確認してください。
- 特定保健指導はこの券に記載してある有効期限内に受診してください。
- 特定保健指導は、この券に記載してある有効期限内に受診してください。
- 特定保健指導のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
- 被保険者の資格が無くなったときは、5日以内にこの券を保険者に返してください。
- 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
- この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者に差し出して訂正を受けてください。

受診券・利用券のイメージについては、東京都国保連合会のシステムにより変更の可能性があります。

# 年 間 ス ケ ジ ュ ー ル

(別添)

	前 年 度	当 年 度	翌 年 度
4月		健診対象者の抽出 受診券の発行・送付 (誕生日により随時送付) ↓ 健診機関との契約	保健指導状況報告受取 費用決済(最終)
5月		(特定健診の開始)	健診・指導データ抽出 (前年度分)
6月			実施率等、実施実績の算出 支払基金への報告 (ファイル作成・送付)
7月		健診データの受取・ 費用決済(随時・例月) → 保健指導対象者の抽出 利用券の発行・送付	実施実績の分析、実施方法、 委託先機関の見直し等
8月		(特定保健指導の開始)	
9月	予算要求事務	保健指導状況報告受取 費用決済(随時・例月)	
10月			
11月			
12月			
1月	予算内示 契約手続き	(特定健診の終了)	
2月	健診・保健指導実施 スケジュール作成		
3月	契約準備	健診データの受取・ 費用決済(最終) (特定保健指導の利用受付終了)	

本スケジュールは、事業開始後の実績等を踏まえた上で、適宜修正をしていく。